

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和七年七月 三日	指定の年月日
埼玉県東松山市箭弓町一丁目五千二百三十九 番八地先から埼玉県東松山市箭弓町一丁目五 千二百四十二番三地先まで	指定に係る道路の位置
百二十三・八〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
十八・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)